

E i w a N e w s

インボイス制度に係る経過措置について

令和 8 年 6 月
(No.251)

令和 5 年 10 月から開始されたインボイス制度も今年で 3 年が経過し、免税事業者等からの課税仕入れに係る消費税額につき、その一定割合を控除できる経過措置は、今年の 10 月から控除割合が引き下げられることとなります。

今回は、令和 8 年度税制改正による当該経過措置の適用期限の延長と控除割合の見直し、並びにこれらに関連する留意点をご紹介します。

【1】 免税事業者等からの仕入れに係る経過措置

インボイス制度では、免税事業者などインボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れについては、仕入税額控除を行うことができません。

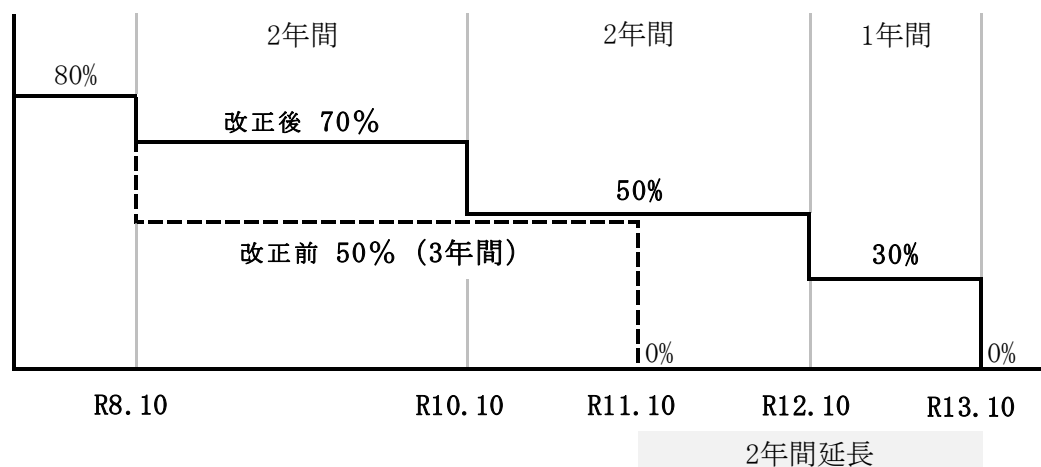
ただし、このインボイス制度開始から一定期間は、免税事業者等からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額のうち一定割合を控除できる経過措置が設けられています。

令和 8 年度税制改正により、当該経過措置の適用期間及び控除割合が下記のとおり見直されました。

<改正後>

期 間	割 合
令和 5 年 10 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日	仕入税額相当額の 80%
令和 8 年 10 月 1 日～令和 10 年 9 月 30 日	仕入税額相当額の 70%
令和 10 年 10 月 1 日～令和 12 年 9 月 30 日	仕入税額相当額の 50%
令和 12 年 10 月 1 日～令和 13 年 9 月 30 日	仕入税額相当額の 30%

※ 経過措置の適用を受けるためには区分記載請求書等と同様の記載事項が記載された請求書等及び一定の記載がされた帳簿の保存が必要となります。



令和 5 年のインボイス制度開始時に、免税事業者である下請業者との取引につき仕入税額控除ができなくなるため、価格交渉を行ったうえ、控除割合が 80%の令和 8 年 9 月までは取引価格を据え置き、控除割合が 50% (改正前) になる令和 8 年 10 月から取引価格の変更を予定していた法人もあるようです。

令和 8 年 10 月からの控除割合は 70%に改正されていますので、再度価格交渉を行う等、取引価格の変更には注意が必要です。

【2】 令和 8 年 10 月 1 日前後の役務提供等

(1) 原則

役務提供に係る課税仕入れの時期は、原則として、その役務の全部が完了した日となります。従いまして、免税事業者等との取引につき、令和 8 年 9 月 30 日以前から提供を受けている役務が令和 8 年 10 月 1 日以後に完了するような場合の控除割合は 70%となります。

他方、商品の仕入れ（資産の譲受け）に係る課税仕入れの時期は、原則として、その引渡しのあった日となりますので、令和 8 年 9 月 30 日までの仕入については 80%、令和 8 年 10 月 1 日以降の仕入については 70%となります。

(2) 短期前払費用

法人税法上、前払費用の額で、その支払った日から 1 年以内に提供を受ける役務に係るものを、継続してその支払った日の属する事業年度に損金計上している場合、消費税の計算においても、当該前払費用（以下「短期前払費用」といいます）に係る課税仕入れの時期は、その支出した日の属する課税期間とされます。

従いまして、たとえば 6 月決算法人が、免税事業者等との取引につき、令和 8 年 6 月に短期前払費用を支払った場合、役務の完了が 10 月以降であっても、当該 6 月決算の消費税の計算における控除割合は 80%となります。

【3】 交際費や少額減価償却資産等の金額判定

法人が税抜経理方式を適用している場合、仕入税額控除を受けることができる消費税等の額を仮払消費税等の額として法人税の所得計算を行いますので、仕入税額控除ができない消費税等の額は、取引の対価の額に含まれます。

一人当たり 1 万円以下の社外飲食費（交際費等の損金不算入から除外）、取得価額 10 万円未満の少額減価償却資産、20 万円未満の一括償却資産等の金額判定をする際、免税事業者等との取引に係るものは、令和 8 年 10 月以降、取引の対価の額が変わることとなります。

例) 税込 11,000 円の飲食費を支払った場合、仮払消費税等の額は $1,000 \text{ 円} \times 70\% = 700 \text{ 円}$ 、取引の対価の額は 10,300 円となります。

【4】 源泉所得税等の計算

法人が原稿料や弁護士報酬等を支払う際の所得税等の源泉徴収は、相手先から受ける請求書等において、報酬料金等の額と消費税等の額が明確に区分されている場合には、その報酬料金等の額のみを対象として計算することができます。

この請求書等は、インボイスに限らず、免税事業者等が発行する請求書等も含まれますので、上記【3】とは異なり、請求書等に記載されている報酬料金等の額にて源泉所得税等を計算することができます。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊社事務所までご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。